

東日本大震災復興交付金事業地区内の土地利用計画

Plan of the Land Usefulness in Area of Grant for Reconstruction from the Great East Japan Earthquake

浅野 正隆[†] 佐藤 友紀[†]
(ASANO Masataka) (SATO Tomonori)

I. はじめに

東日本大震災の津波被害を受けた宮城県本吉郡南三陸町は、宮城県北東部に位置し、東は太平洋、三方を山地に囲まれ、美しい里山と海が一体となった豊かな自然に恵まれた地域である。南三陸町では全農地面積の約3割に当たる101.8ha（5工区）について、東日本大震災復興交付金（以下、「復興交付金」という）を活用し「南三陸地区」として圃場整備を実施中である。本報では、南三陸地区に追加編入を予定している「廻館（まわりたて）工区」において、都市計画法の用途地域（第1種住居地域など）から除外し、その上で事業に必要な農業振興地域および農用地区域に編入するとともに、南三陸地区に追加編入するため、関係機関調整と地元調整を同時に行っている事例を報告する。

なお、本報は宮城県主催で行った「農業農村整備技術発表会（平成25年9月6日）」で発表したものを再編集したものである。

II. 復興交付金による農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）南三陸地区の状況

本地区の事業量は、区画整理A=101.8ha（5工区）、集落道路L=148mで、事業費は、2,392百万円の前定である。事業主体は宮城県で、工期は、平成24年度から平成27年度までの前定である。前述したとおり、今後、本地区に廻館工区A=35.3haを追加編入する前定である。

III. 廻館工区の課題

1. 廻館工区の利用状況

廻館工区の震災前の土地利用は、東側が南三陸町の中心地で都市計画法の用途区域として指定されていたことや、JR東日本の気仙沼線「志津川駅」の西口で交通の便も良いことから、農地の一部が転用され、宅地開発区域などが点在していた。

しかし、東日本大震災の津波被害を受けたことにより町が災害危険区域（住家にできない区域）に指定したため、宅地としての土地利用は事実上不可能となった。

2. 農地所有者の土地利用への要望

町では県と共同で工区内の農地所有者に対し、圃場整備事業の仕組みや、他工区の取組みに関する勉強会を開催した。その結果、工区内の農地所有者が被災農地の有効利用を検討し、従来の農地に原形復旧するだけではなく、将来も営農が継続可能な状況とするため、圃場整備事業（基盤整備）の実施が必要との結論となり、事業の実施を町に要望した。また、農地内に点在する宅地は、町が実施する復興交付金による防災集団移転促進事業で用地買収することとなり、町の所有となる見込みになった。しかし、町所有地が従前の位置に点在したままでは、農地の区画形状が不整形になり、有効な土地利用の妨げになるだけでなく、もし農地が耕作されず荒廃してしまった場合は、病害虫の発生などにより近接農地へ悪影響を与えるおそれがあることから、土地利用の整序化を併せて要望した。図-1は上段に現況地目図、下段に構想地目配置図を示したものである。工区内にモザイク状に散在している、町が用地買収する予定の宅地を、有効な土地利用計画を実現すべく、工区北側の一角に公共用地区域として集積するものである。

3. 町の土地利用への対応

工区内の農地所有者からの要望を受け、町では防災集団移転促進事業で用地買収する工区内に点在する宅地跡地の土地利用方法を定める必要があった。そのため、町の担当者は、震災後に他工区で圃場整備の事業計画作成に取り組み地元調整をしてきた経験から、土地改良法の換地制度を活用することにより農地や宅地跡地の土地利用を一体的に整序化することが可能と考え、県との調整のもと、地元調整に当たることとなった。また、後述する各土地利用に係る法律に関する課題を解決するには、町と県担当部局との協議が必

[†]宮城県気仙沼地方振興事務所

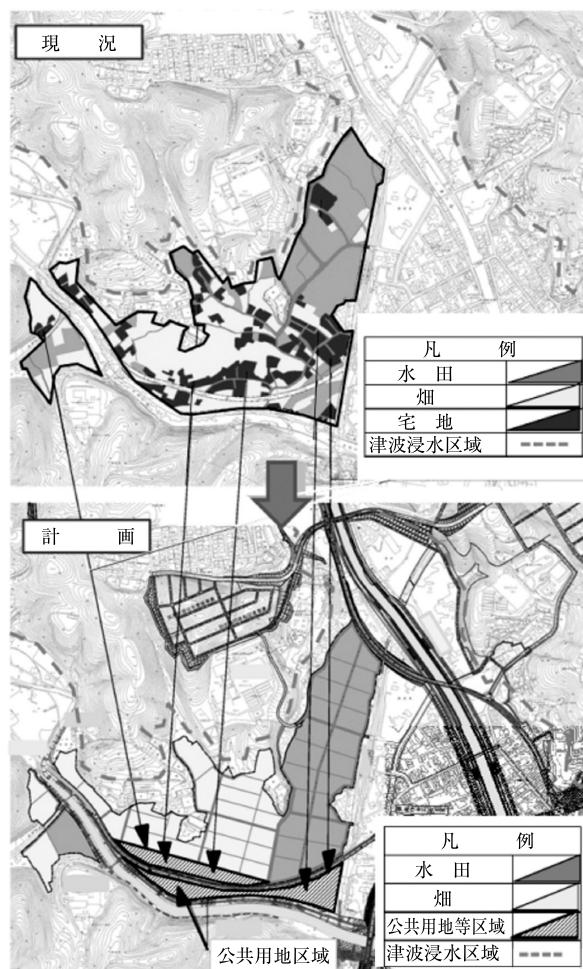


図-1 現況・構想地目配置図

要であり、可能な限り短期間での手続き完了に向け、町と県圃場整備担当者が協力し、協議に当たった。

IV. 地元および関係機関との調整

廻館工区の土地利用の整序化実現に向けて、町は県と連携して、①工区の代表者の選定、②事業実施範囲（一定区域）の決定、③土地所有者など（農地および宅地）への意向調査などの地元調整に取り組んだ。地元説明会を重ねるに従い、地元関係者の事業に対する理解が深まってきたことから、町と県は代表者委員会を組織し、南三陸地区の事業計画変更に向けて、現在も地元調整中である。

また、町と県担当者が協力し、①都市計画法の用途区域（第1種住居地域など）からの除外と②農業振興地域および農用地区域への編入の事前調整を同時に実施した。なお、①は町と県の事前協議により手続き期間が短縮され、②は町の復興整備計画に掲載することにより関係する手続きに要する期間が短縮される見通



図-2 震災前の南三陸町用途地域区分図

しであり、工事実施前までに各手続きを完了させるべく、今後も関係機関の協力を得て取り組む予定である。図-2は、廻館工区（網掛区域）周辺の都市計画法の用途地域区分を示したものであり、用途区域を廃止し、農振農用地区域への編入が必要となる。

V. まとめ

今回の東日本大震災のような甚大な被害からの復興に当たり、圃場整備事業は農地の大区画化や農地利用の集積など、農業の復興だけでなく、農地および非農地の土地利用の整序化を図る上で、非常に有効である。

なお、地域の復興を進める上で必要な農業振興地域および農用地区域への編入や都市計画法の用途区域からの除外などの手続きに際しては、関係機関との十分な事前調整が必要であり、圃場整備に関わる町・県担当者の密接な連携や、担当者の熱意と迅速な地元調整があつてこそ、円滑な事業実施が可能と考える。

[2013.11.29.受稿]

浅野 正隆 (正会員)



1976年 宮城県に生まれる
1994年 小牛田農林高等学校卒業
2012年 宮城県気仙沼地方振興事務所
現在に至る

略 歴

佐藤 友紀 (正会員)



1977年 宮城県に生まれる
1998年 宮城農業短期大学卒業
2012年 宮城県気仙沼地方振興事務所
現在に至る